

財産の無償譲渡について

1. 土地の経緯について

平成9年4月

民間の方より、本件土地の寄附を受ける。

(ただし、地方自治法第96条第1項第9号の規定による「負担付きの寄附または贈与」
として寄附を受けたものではない)

平成9年9月9日から平成24年3月31日

途中、契約更新をはさみ、無償貸付を継続。

平成24年4月

交野市立知的障がい者通所授産施設（やわらぎ授産所）を民営化し運営移管。同時に
土地・建物・設備の無償譲渡を実施。

これにより、社会福祉法人かたの福祉会への市の直接の関与がなくなる。この際、本件
土地については、改めて平成29年3月末までの5年間の無償貸付を延長。

その後の土地取り扱いについて、かたの福祉会との協議のため、平成31年3月まで貸
付期間を暫定延長中。

